

第59回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
場所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウエスティンホテル東京
地下2階 スタールーム
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 当社等の取締役等(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

■ お土産の配布はございません。

Good luck. Good life.

SANKYO

株式会社 SANKYO

証券コード 6417

株主各位

証券コード 6417
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

代表取締役社長 石原 明彦

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第59回定時株主総会招集ご通知」及び「第59回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月26日（水曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------------|---|
| ① 日時 | 2024年6月27日（木曜日）午前10時 |
| ② 場所 | 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| ③ 目的事項 | <p>報告事項</p> <p>① 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件</p> <p>② 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件</p> <p>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件</p> <p>第7号議案 当社等の取締役等（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件</p> |

以上

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

- 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限りご出席いただけます。その際は、代理権を証する委任状を議決権行使書用紙と合わせてご提出ください。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

- インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関するのみ有効です。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



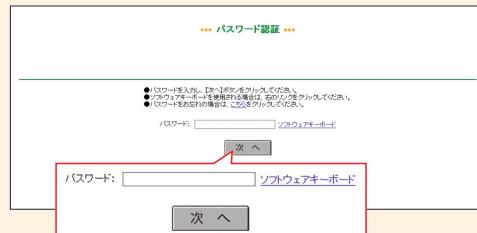
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードを入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

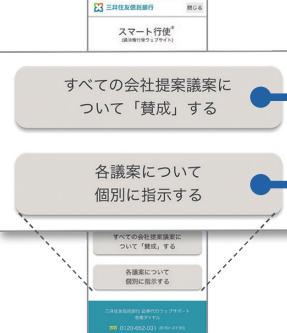
3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ



画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120 (652) 031 (9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、配当金につきましては、連結配当性向40%を目安とした業績連動型配当を行うことを基本方針としております。ただし、1株当たりの年間配当金については下限を20円と設定し、安定配当の要素も取り入れることといたします。

今後の利益配分及び内部留保の活用方法につきましては、業績連動型配当を基本としつつ、成長のための事業投資、自己株式取得による機動的な株主還元などに適正な配分となるよう有効活用してまいります。

上記配当方針に基づき、第59期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、11,034,907,250円となります。

(注) 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株を5株とする株式分割を実施しております。2023年9月30日を基準日としてお支払いたしました中間配当金（1株につき150円）は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると30円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株当たり80円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、定款で定めることにより取締役会で決議することができる事項について、別途積立金の一部取り崩しを主な目的とし、期末配当については引き続き株主総会で決定することを原則としつつ、災害その他の不測の事態により株主総会の開催が困難な場合となっても株主総会の決議を要せずに機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、定款変更案のとおり第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第43条（中間配当の基準日）の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ③ その他、条数の変更及び体裁等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条(条文省略) (機関)	第1条～第3条(現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>第5条～第6条(条文省略) (自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第19条(条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第5条～第6条(現行どおり) (削除)</p> <p>第7条～第18条(現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。	第22条 取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から代表取締役若干名を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
第24条(条文省略)	第23条(現行どおり)
(取締役会の招集および議長)	(取締役会の招集および議長)
第25条(条文省略)	第24条(現行どおり)
2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第26条(条文省略)	第25条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第27条(条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条(現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>(削除) (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか当会社における監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>2 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第38条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の権限)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会は、法令またはこの定款に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
	<p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第39条～第41条 (条文省略)	第34条 <u>監査等委員会に関するその他事項は、別に監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	第35条～第37条 (現行どおり)
	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(剰余金の配当の基準日) 第42条 (条文省略)	第38条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
第42条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
(新設)	2 <u>当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
(新設)	3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を</u>
<u>(中間配当の基準日)</u>	<u>することができる。</u>
第43条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u>	(削除)
第44条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設) (新設)	<p data-bbox="768 329 817 353">附則</p> <p data-bbox="768 364 1180 388"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <ol data-bbox="828 405 1388 804" style="list-style-type: none"><li data-bbox="828 405 1388 616">1 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第59回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><li data-bbox="828 632 1388 804">2 <u>会社法第427条第1項の規定により、第59回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
①	再任候補者 毒島秀行 <small>むす じま ひろ けい</small>	男性	取締役会長	100% (17回中17回)
②	再任候補者 石原明彦 <small>いし ばら あき ひこ</small>	男性	代表取締役社長CEO	100% (17回中17回)
③	新任候補者 小倉敏男 <small>お ぐら とし お</small>	男性	専務執行役員 商品本部長	—
④	新任候補者 鶴岡淳子 <small>つる おか じゅん こ</small>	女性	秘書室長	—

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

再任候補者

ぶす じま ひで ゆき
毒 島 秀 行

生年月日 1952年9月30日生

所有する当社株式の数 7,500,000株

● 略歴、地位及び担当

1985年6月 当社常務取締役
1988年1月 当社専務取締役
1992年2月 当社代表取締役専務
1992年6月 当社代表取締役副社長
1996年6月 当社代表取締役社長
2008年4月 当社代表取締役会長CEO
2022年4月 当社取締役会長（現任）

● 取締役候補者とした理由

毒島秀行氏は、1996年に代表取締役社長に就任以来、遊技機関連事業に経営資源を集中することで当社の発展に寄与してまいりました。業界に先駆けた革新的な機種の開発・製造・販売を主導するとともに、SANKYOを企業グループとして拡大する戦略を打ち立て、現在の3ブランド体制の基礎を確立しております。2008年以降は代表取締役会長CEOとして、厳しい業界環境にありながら、業界のリーダー企業としてのポジション維持と安定した財務・経営基盤の確立に向けてリーダーシップを発揮し、株主価値向上に努めてまいりました。2022年4月からは、取締役会長に就任し、経営に関する豊富な経験と知見に基づき経営を監督しております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者いたしました。

(注) 毒島秀行氏が代表取締役を務める株式会社マーフコーポレーションと当社の間には、不動産賃貸借の取引関係があります。また、毒島秀行氏が代表取締役を務める株式会社吉井カントリークラブと当社の間には、株主優待券使用提携の取引関係があります。

候補者番号

2

再任候補者

い し は ら あ き ひ こ
石 原 明 彦

生年月日 1962年9月9日生

所有する当社株式の数 88,500株

● 略歴、地位及び担当

2008年4月 当社執行役員営業本部営業企画部長
 2010年4月 当社常務執行役員管理本部長兼総務部長
 2011年4月 当社専務執行役員管理本部長兼総務部長
 2012年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼総務部長
 2015年4月 株式会社三共エクセル代表取締役社長
 2020年4月 当社副社長執行役員経営企画部長
 2020年6月 当社取締役副社長執行役員経営企画部長
 (製造本部・管理本部管掌)
 2021年4月 当社代表取締役副社長執行役員経営企画部長
 (製造本部・管理本部管掌)
 2021年6月 当社代表取締役社長COO
 2022年4月 当社代表取締役社長CEO (現任)
 2023年6月 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス社外取締役
 (現任)

● 重要な兼職の状況

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス 社外取締役

● 取締役候補者とした理由

石原明彦氏は、当社入社以来、営業企画・管理・経営企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2015年から5年間、当社連結子会社で製造部門の一翼を担う株式会社三共エクセルの代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に幅広い方面から関与し、企業価値の向上に尽力してまいりました。2021年6月からは代表取締役社長COO、2022年4月には代表取締役社長CEOに就任し、市場シェア向上に向けた事業戦略や組織変革を推進するなど経営をリードしております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者いたしました。

(注) 石原明彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

新任候補者

お ぐ ら と し お
小 倉 敏 男

生年月日 1962年3月12日生

所有する当社株式の数 45,000株

● 略歴、地位及び担当

- 2012年4月 当社執行役員知的財産本部長
兼知的財産部長
- 2015年4月 当社常務執行役員知的財産本部長
- 2018年4月 当社専務執行役員知的財産本部長
- 2019年1月 当社専務執行役員知的財産本部長
兼商品本部副本部長
- 2021年4月 当社専務執行役員知的財産本部長
兼商品本部副本部長
兼開発部長
- 2022年4月 当社専務執行役員商品本部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

小倉敏男氏は、長年にわたり知的財産本部において、当社の知的財産戦略の責任者を担い、業界における当社の知的財産領域の強固なポジションの確保に尽力してまいりました。また、2019年1月からは商品本部副本部長、2022年4月からは商品本部長として、当社グループのブランド価値向上を推進し、市場シェア向上を果たすなど、当社の事業部門をリードしております。

当社は、同氏の高い見識と豊富な経験を活かし経営に関与することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。

(注) 小倉敏男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

新任候補者

● 略歴、地位及び担当

1996年6月 当社社長秘書
2001年4月 当社総務部秘書課長
2019年4月 当社会長秘書
2024年4月 当社秘書室長（現任）

つる おか じゅん こ
鶴 岡 淳 子

生年月日 1962年2月23日生

所有する当社株式の数 28,500株

● 取締役候補者とした理由

鶴岡淳子氏は、長年にわたり経営トップの秘書を務めてきたことから、会社経営、事業、及び組織マネジメントに精通しており、当社グループの事業運営と成長を支えてまいりました。

当社は、取締役会のダイバーシティへの寄与を含め、同氏の高い見識と豊富な経験を活かし経営に関与することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

（注）鶴岡淳子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	監査役会出席状況
①	新任候補者 五十嵐 洋子	女性	常勤監査役	100% (13回中13回)	100% (4回中4回)
②	新任候補者 石山 俊明	男性	監査役	100% (17回中17回)	100% (5回中5回)
③	新任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 木谷 太郎	男性	社外取締役	94% (17回中16回)	—
④	新任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 山崎 博行	男性	社外取締役	94% (17回中16回)	—
⑤	新任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 三浦 厳嗣	男性	—	—	—

- (注) 1.五十嵐洋子氏の出席状況につきましては、2023年6月29日の就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

新任候補者

い が ら し よ う こ
五十嵐 洋子

生年月日 1956年9月3日生

所有する当社株式の数 一株

● 略歴、地位及び担当

2010年4月	当社管理本部経理部長
2012年4月	当社執行役員管理本部経理部長
2015年4月	当社常務執行役員管理本部長
2018年4月	当社常務執行役員管理本部長兼事業企画部管掌
2021年4月	当社常務執行役員管理本部長兼事業企画部管掌兼総務部長
2021年6月	当社専務執行役員管理本部長兼製造本部・事業企画部管掌兼総務部長
2022年4月	当社専務執行役員製造本部・管理本部・事業企画部管掌
2023年4月	当社顧問
2023年6月	当社常勤監査役（現任）

● 監査等委員である取締役候補者とした理由

五十嵐洋子氏は、当社の管理部門の責任者、執行役員や常勤監査役を務めるなど、当社グループの組織・業務に精通し、豊富な見識を有しております。当社は同氏がこれらの知見を活かし、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1.五十嵐洋子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は、五十嵐洋子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

2

新任候補者

● 略歴、地位及び担当

1994年6月 当社監査役（現任）
2012年1月 野田典義税理士事務所入所（現任）
2015年9月 税理士登録

い し や ま と し あ き
石 山 俊 明

生年月日 1956年9月17日生

所有する当社株式の数 25,000株

● 監査等委員である取締役候補者とした理由

石山俊明氏は、税理士としての豊富な実務経験と、税務および会計に関する専門的な知見を有しております。当社は、同氏がこれらの知見を活かし、専門的見地から監査等委員としての役割を果たしていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1.石山俊明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は、石山俊明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

3

新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

● 略歴、地位及び担当

2004年10月 弁護士登録、光和総合法律事務所入所（現任）

2015年 6月 当社社外取締役（現任）

木谷 太郎

生年月日 1976年5月4日生

所有する当社株式の数 一 株

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

木谷太郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。同氏は、取締役会において第三者の視点で経済性と社会性の両立を意識した客観的かつ公正な発言を行っており、当社の経営を適切に監視し、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献していただいております。

当社では、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役監査等委員として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1.木谷太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、木谷太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 3.木谷太郎氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。また、同氏は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であり、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 4.木谷太郎氏は、これまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
- 5.木谷太郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年間であります。

候補者番号

4

新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

やま ざき ひろ ゆき
山 崎 博 行

生年月日 1954年9月5日生

所有する当社株式の数 一株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年10月 監査法人中央会計事務所入所
- 1994年 9月 中央監査法人社員
- 2000年 8月 中央青山監査法人代表社員
- 2005年10月 同監査法人理事
- 2006年 5月 同監査法人理事長代行
- 2007年11月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
シニアパートナー
- 2008年 8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
常務理事
- 2013年 7月 日本ベンチャーキャピタル協会監事
- 2017年 7月 公認会計士山崎博行事務所所長（現任）
- 2018年 6月 株式会社UACJ社外監査役（現任）
当社社外取締役（現任）
- 2020年12月 株式会社ランドビジネス取締役副社長

● 重要な兼職の状況

株式会社UACJ 社外監査役

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山崎博行氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識が豊富であるとともに、長年、監査法人における企業等に対する会計監査の経験を有しております。また上場企業の経営者としての経験など、それら知見に基づく独立した客観的な立場から経営全般に対する助言や提言を行っており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献していただいております。

当社では、上記の理由から社外取締役監査等委員として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけたと考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

(注) 1.山崎博行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、山崎博行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

3.山崎博行氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。また、同氏は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であり、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4.山崎博行氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年間であります。

候補者番号

5

新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

み う ら た か し
三 浦 嚴 嗣

生年月日 1963年2月19日生

所有する当社株式の数 一 株

● 略歴、地位及び担当

1987年 4月 株式会社リクルート入社
1990年10月 株式会社オックスプランニングセンター
(現株式会社クラウドポイント) 設立
代表取締役 (現任)
2002年 6月 株式会社ビスティ監査役
2009年10月 株式会社キャドセンター社外取締役
2015年 6月 当社社外取締役 (2017年6月退任)
2022年 3月 株式会社シーピープラス取締役 (現任)
2023年11月 アアラ株式会社 (現ペイクラウドホールディングス株式会社)
取締役会長 (現任)

● 重要な兼職の状況

ペイクラウドホールディングス株式会社 取締役会長

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三浦嚴嗣氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。それら経験に基づき、当社の経営全般に対し、独立した客観的な立場から監督、助言を行っていただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものと考えております。

当社では、上記の理由から社外取締役監査等委員として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1.三浦嚴嗣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.三浦嚴嗣氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
3.三浦嚴嗣氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4.三浦嚴嗣氏は、過去に当社の社外取締役であったことがあります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックスについて

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成は、以下のとおりです。

取締役の多様性

独立社外取締役比率
(3名/9名)

33.3%

女性役員比率
(2名/9名)

22.2%

	氏名	性別	当社における地位・担当		企業経営	業界知見	管理・ 経営企画・ 財務	開発	製造	営業・ マーケティング	サステナ ビリティ	法務・ コンプラ イアンス
取締役	毒島 秀行	男性	取締役会長	再任候補者	●	●	●					●
	石原 明彦	男性	代表取締役社長 CEO兼COO	再任候補者	●	●	●				●	
	小倉 敏男	男性	取締役専務執行役員 商品本部長	新任候補者	●			●		●		●
	鶴岡 淳子	女性	取締役秘書室長	新任候補者	●		●				●	●
取締役 (監査等委員)	五十嵐 洋子	女性	取締役常勤監査等委員	新任候補者			●		●		●	●
	石山 俊明	男性	取締役監査等委員	新任候補者			●					
	木谷 太郎	男性	社外取締役監査等委員	新任候補者 社外取締役候補者	独立役員候補者							●
	山崎 博行	男性	社外取締役監査等委員	新任候補者 社外取締役候補者	独立役員候補者	●		●			●	
	三浦 巖嗣	男性	社外取締役監査等委員	新任候補者 社外取締役候補者	独立役員候補者	●		●		●		

各人の有する専門性と経験等に基づき、当社が特に期待する分野（最大4つ）に●をつけております。

上記一覧表は、各人の有する全てのスキル等を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額800百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬限度額を廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1,200百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更すること等を予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責を考慮して設定しており、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 当社等の取締役等（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件**1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由**

当社は、2023年6月29日開催の第58回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び当社子会社（以下、「子会社」といいます。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、「前回決議」といいます。）今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりに承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行することとなります。したがって、同議案の原案どおりの承認可決を条件として、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、これらを併せて本議案において「当社等の取締役等」といいます。）を対象とし、本制度に係る報酬等の額及び内容を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一存いただきたく存じます。

本議案は、前回決議同様、当社等の取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社等の取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としていることから、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております当社の取締役の報酬等の額（年額1,200百万円以内）とは別枠で、当社等の取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

なお、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

監査等委員会設置会社へ移行後の当社等の取締役等を対象とする本制度は、前回決議に基づき設定済みの信託を継続して使用いたします。本制度の内容は、以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社等の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）が当社株式を取得し、当社及び子会社の取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、当社等の取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、当社等の取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、当社等の取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役等の退任時とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

当社等の取締役等とします。

(3) 本制度の対象期間

当社は、前回決議に基づき、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途、3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）を対象とし、本制度を導入しております。

(4) 信託期間

2023年8月から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく当社等の取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり800百万円（うち、当社の取締役分として500百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（当初対象期間である3事業年度については2,400百万円（うち、当社の取締役分として1,500百万円）。）を上限として金員を拠出し、本信託を設定しております（注）。なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上述の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、上述の金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において当社等の取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社等の取締役等に対する給付未了のものを除く。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上述の金額の範囲内とします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 当社等の取締役等に付与する当社株式の算定方法及び上限

当社は、当社等の取締役等に対し、各対象期間中、株式給付規程に基づき役員及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間に付与するポイント数の合計は、1事業年度あたり100万ポイント（うち、当社の取締役分として62.5万ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数（当初対象期間である3事業年度については300万ポイント（うち、当社の取締役分として187.5万ポイント）。）を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述のポイントを上限とします。

なお、付与されたポイントは、当社等の取締役等に対する当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び（6）の当社等の取締役等に付与する株式（ポイント）の数の上限の範囲以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

なお、当初対象期間につきましても、本信託設定後遅滞なく、前回決議を上限として取得しております。また、追加で取得する場合は、取得済みの株数を含む取得株数の合計が上述のポイントとなる範囲内で取得するものとします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述のポイントを上限とします。

(8) 当社等の取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、当社等の取締役等が退任等し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、当社等の取締役等が死亡または海外赴任等により国内非居住者となることが決定した等の場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（8）により当社等の取締役等に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する当社等の取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、当社等の取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、本信託契約の変更及び本信託への追加抛出の都度、取締役会において定めます。

以上

事業報告 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、経済活動の正常化やインバウンド需要の回復が見られ、雇用・所得環境の改善も追い風に緩やかな回復基調が続いておりますが、世界的な物価上昇や金融引締めによる影響など、海外経済の減速懸念もあり、先行きは不透明な状況にあります。

当パチンコ・パチスロ業界では、スマート遊技機の導入が本格化しており、スマートパチスロ機は継続的にヒット機種が登場し、パチスロ市場全体の稼働を牽引しているのに対し、スマートパチンコ機はヒット機種が一部に留まっており、未だ入替機運は高まっておらず、スマート遊技機の販売台数、設置比率は、ともにスマートパチスロ機が先行している状況にあります。

このような状況の中、当社グループでは、パチンコ機関連事業におきましては、「フィーバー機動戦士ガン

ダム S E E D」及び「ぱちんこ シン・エヴァンゲリオン Type レイ」の主力シリーズ機を筆頭に販売台数を積み重ね、パチンコ機の販売台数シェアは30%を超え、2年連続でトップシェアを獲得することができました。また、パチスロ機関連事業におきましては、スマート化への対応を積極的に推進し、2022年11月の業界最速投入を皮切りに、時流を捉えた商品開発により複数の高稼働機種を創出するなど、パチスロ市場においても、販売シェアの向上を果たし、当社グループの存在感を高めることができました。

以上の結果、連結売上高1,990億円（前期比26.6%増）、連結営業利益724億円（同23.9%増）、連結経常利益731億円（同23.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益537億円（同14.7%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

セグメント別の業績

●パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、新規10タイトル（リユース機等を除く）を発売いたしました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバー炎炎ノ消防隊」(2023年4月)、「フィーバー機動戦士ガンダム S E E D」(2023年8月)、B i s t yブランドの「コードギアス 反逆のルルーシュ Rebellion to Re;surrection」(2023年5月)、「ぱちんこ シン・エヴァンゲリオン Type レイ」(2023

年12月)、J Bブランドの「フィーバークween II 30th ANNIVERSARY EDITION」(2023年7月)、「フィーバーパワフル」(2024年3月)であります。

以上の結果、売上高1,470億円（前期比20.0%増）、営業利益611億円（同12.8%増）、販売台数297千台となりました。



フィーバー機動戦士ガンダムSEED
©創通・サンライズ



ばちんこ シン・エヴァンゲリオン Type レイ
©カラ



パチスロ からくりサーカス
原作/藤田和日郎「からくりサーカス」(小学館少年サンデー
コミックス刊)/©藤田和日郎・小学館/ツインエンジン
Licensed by Sony Music Labels Inc.



L ゴジラ対エヴァンゲリオン
©カラ TM & © TOHO CO., LTD.

●パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、新規5タイトルを発売いたしました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「パチスロ 炎炎ノ消防隊」(2023年5月)、「パチスロ からくりサーカス」(2023年7月)、Bistyブランドの「L エヴァンゲリオン~未来への創造~」(2023年10月)、「L ゴジラ対エヴァンゲリオン」(2024年2月)であります。

以上の結果、売上高321億円(前期比42.5%増)、営業利益152億円(同64.8%増)、販売台数70千台となりました。

●補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、パチスロにおいてスマート遊技機の導入に伴う設備投資が活発に行われたことから、売上高194億円(前期比62.6%増)、営業利益15億円(同113.2%増)となりました。

●その他

その他につきましては、売上高4億円(前期比137.7%増)、営業利益1億円(同656.3%増)となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	期 別	第58期 (2023年3月期)	第59期 (2024年3月期)	前期比 増減率 (△は減) %
		金 額 百万円	金 額 百万円	
パチンコ機関連事業		122,576	147,042	20.0
パチスロ機関連事業		22,551	32,143	42.5
補給機器関連事業		11,993	19,497	62.6
そ の 他		175	416	137.7
合 計		157,296	199,099	26.6

(注) 上記数値はセグメント間の内部売上高又は振替高を控除して記載しておりますので、前述のセグメントの概況に記載の前期比増減率と相違する場合があります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は30億円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

当社治具工具（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業）
新機種開発用金型

3. 対処すべき課題

パチンコ・パチスロ業界は、2022年11月から導入が始まったスマートパチスロ機がファン・パーラーに支持され、パチスロ機の販売台数が増加傾向にあります。一方、2023年4月から導入が始まったスマートパチンコ機においては、ヒット機種が一部に留まっており、順調に普及が進むスマートパチスロ機とは対照的に、盛り上がり欠ける状況が続いております。また、稼働状況においても、スマートパチスロ機が牽引する形でパチスロ優位な状況が続いており、パチンコ機は、現行機・スマートパチンコ機を問わず、稼働を牽引するタイトルの登場が期待されている状況となっております。

このような環境下、当社グループは、パチンコ市場におけるリーディングカンパニーの責務として、稼働を牽引し、パチンコ市場が好転する契機となる新規タイトルの創出を目指してまいります。さらに、パチンコ・パチスロ市場を盛り上げるべく、従来常識にとらわれず、新規性や技術革新に富んだ商品開発を推し進め、当産業の発展と当社グループのさらなる成長に繋げてまいります。これらの取り組みの成果として、パチンコ機関連事業においては、3割を超えるトップシェアの座を盤石なものとし、パチスロ機関連事業に

おきましては、ファン・パーラーからの信頼と支持を積み上げ、当社グループの存在感と販売シェアを高め、トップグループに肉薄してまいります。

一方で、コーポレート・ガバナンス体制の強化策として、2024年6月開催の定時株主総会でご承認をいただくことを前提に、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、取締役会の監督機能の強化などを図るほか、2024年1月には任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定手続きにおける客観性・透明性・公正性を確保してまいります。

加えて、2024年4月より、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しており、今後サステナビリティに関する取り組みを推進いたします。売上・利益・バランスシートといった事業・財務戦略に加え、環境活動、社会貢献・地域貢献活動、人的資本戦略といった非財務戦略への取り組みや情報開示を強化し、顧客・取引先、株主、従業員、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーへの配慮及び協業を通じて、「持続的な社会」と「企業の持続的な成長」を同時に実現し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第56期	第57期	第58期	第59期
		(2021年3月期)	(2022年3月期)	(2023年3月期)	(2024年3月期)
売上高	(百万円)	58,129	84,857	157,296	199,099
営業利益	(百万円)	6,587	21,357	58,532	72,495
経常利益	(百万円)	7,488	22,257	59,341	73,182
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,749	18,466	46,893	53,791
1株当たり当期純利益	(円)	18.79	61.01	161.50	203.81
1株当たり配当額	(円)	150	100	150	200
(内1株当たり中間配当額)	(円)	75	50	60	150
配当性向(連結)	(%)	159.6	32.8	18.6	39.3
総資産額	(百万円)	292,104	309,213	365,950	292,119
純資産額	(百万円)	268,887	270,120	310,259	251,579
自己資本利益率	(%)	2.1	6.9	16.3	19.3

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
- また、第59期の1株当たり配当額200円は、当該株式分割前の1株当たり中間配当額150円と、当該株式分割後の1株当たり期末配当額50円を合算した金額となっております。株式分割を考慮した場合の年間配当額は80円となります。
3. 当社は、第59期より役員向け株式給付信託を導入しており、これに伴い役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第56期は、遊技機規則の改正に伴う旧規則機の設置期限が迫る中、2020年4月に発令された一度目の緊急事態宣言下において、パラーの全国的な休業や稼働の低下、一時的に新台入替が停滞するなど、厳しい市場環境に直面いたしました。この緊急事態宣言が解除された2020年5月下旬以降、パラーの稼働やメーカーの遊技機販売台数は回復の兆しを見せておりましたが、2021年に入り再び首都圏をはじめとする全国主要都市で緊急事態宣言が発令され、パラーの稼働や遊技機の新台販売市場は伸び悩みを見せる結果となりました。当社グループでは、コロナ禍による市場動向を見極めたくうえで、販売タイトル数を絞ったことから、例年に比べ販売タイトル数は減少したものの、新たなゲーム性である「遊タイム」を搭載した商品や、液晶非搭載のドラム機やドット機など、多種多様な商品を投入し需要を喚起しました。
5. 第57期は、遊技機規則の改正に伴う旧規則機の撤去が行われたことにより、新規機への一定の入替需要に支えられ、パチンコ機・パチスロ機の総販売台数は前年度を上回る結果となりましたが、新規機への移行を機にパラーの閉店や設置台数の減台などの動きも見られ、厳しい経営環境となりました。一方、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的な半導体等の電子部品の逼迫が続き、一部の機種において販売スケジュールの変更、販売台数の制限を余儀なくされました。こうした中、当社グループでは新規機への入替需要の獲得に向け、電子部品不足の影響を最小限に抑えながら、多種多様な商品を投入した結果、当社グループの主力タイトルであるパチンコ機がパチンコ市場を牽引する好調な稼働を見せ、当社グループのブランド力向上に大きく貢献いたしました。
6. 第58期は、2022年1月末を期限とする旧規則機の撤去に伴う入替需要の反動減、及び半導体等の電子部品不足の影響などを受け、パチンコ機・パチスロ機の総販売台数は前年度を下回る結果となりました。しかしながら、当社グループでは実績のあるシリーズ機を始め、新規タイプ機を織り交ぜ、ファンの多様な嗜好に沿った商品展開を行い、パチンコ機の販売台数が前期比6割増となり、トップシェアに返り咲くことができました。また、パチスロ機におきましては、業界最速投入となったSANKYOブランドのスマートパチスロ機が、パラーの期待に応える稼働を見せヒット機種となったことから、販売台数が前期比2.3倍となり、販売シェアの向上を果たすことができました。
7. 第59期の営業成績については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 主要な事業内容

遊技機（パチンコ機、パチスロ機）の製造及び販売
補給機器等の設計施工及び販売

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三共エクセル	250	100	合成樹脂製品、電子部品の製造販売
株式会社ビスティ	450	100	遊技機の製造販売
株式会社ジェイビー	364	100	遊技機の製造販売

7. 企業集団の主要拠点等

会 社 名	名 称	所 在 地
(株)SANKYO	本 社	東 京 都 渋 谷 区
	三 和 工 場	群 馬 県 伊 勢 崎 市
	札 幌 支 店	北 海 道 札 幌 市 豊 平 区
	仙 台 支 店	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
	北 関 東 支 店	群 馬 県 高 崎 市
	東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
	横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市 中 川 区
	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市 浪 速 区
	広 島 支 店	広 島 県 広 島 市 中 区
	福 岡 支 店	福 岡 県 福 岡 市 博 多 区
	(注) 上記の他、営業所が14ヶ所あります。	
(株)三共エクセル	—	群 馬 県 み どり 市
(株)ビスティ	—	東 京 都 渋 谷 区
(株)ジェイビー	—	東 京 都 渋 谷 区

8. 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
878	14	44.6	18.7

(注) 従業員数は就業人員であります。

II 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

- (1)発行可能株式総数 500,000,000株
 (2)発行済株式の総数 220,698,145株（自己株式39,301,855株を除く。）
 (3)当期末株主数 26,306名
 (4)大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,525	14.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,540	6.13
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380055	12,479	5.65
毒島秀行	7,500	3.39
株式会社りそな銀行	4,689	2.12
毒島 壮	4,339	1.96
J P J P M S E L U X R E B A R C L A Y S C A P I T A L S E C L T D E Q C O	4,314	1.95
毒島章子	4,000	1.81
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 505001	3,637	1.64
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 140044	3,296	1.49

- (注) 1.持株数は千株未満、持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2.当社は、自己株式39,301,855株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 なお、自己株式には、役員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式1,350,000株が含まれておりません。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

①自己株式の取得

2023年9月21日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

取得期間：2023年9月22日

取得した株式の総数：4,222,400株（分割前）

株式の取得価額の総額：27,753,835,200円

2023年11月7日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

取得期間：2023年11月8日～2024年3月22日

取得した株式の総数：50,000,000株（分割後）

株式の取得価額の総額：68,767,927,900円

②自己株式の消却

当社は、2023年11月7日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月30日付で自己株式4,222,400株（分割前）、2024年2月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月20日付で自己株式10,116,700株（分割前）の消却を実施いたしました。

③株式分割

当社は、2024年2月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月1日付で普通株式1株を5株に分割し、発行済株式総数は260,000,000株となりました。あわせて発行可能株式総数について、500,000,000株に定款を変更いたしました。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	保有者数
取締役	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (2014年7月22日)	546個	普通株式 273,000株	1円	2014年7月23日から 2064年7月22日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2015年度新株予約権 (2015年7月23日)	480個	普通株式 240,000株	1円	2015年7月24日から 2065年7月23日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2016年度新株予約権 (2016年7月21日)	558個	普通株式 279,000株	1円	2016年7月22日から 2066年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2017年度新株予約権 (2017年7月21日)	558個	普通株式 279,000株	1円	2017年7月22日から 2067年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2018年度新株予約権 (2018年7月20日)	438個	普通株式 219,000株	1円	2018年7月21日から 2068年7月20日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2019年度新株予約権 (2019年7月19日)	461個	普通株式 230,500株	1円	2019年7月20日から 2069年7月19日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2020年度新株予約権 (2020年7月17日)	700個	普通株式 350,000株	1円	2020年7月18日から 2070年7月17日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2021年度新株予約権 (2021年7月21日)	562個	普通株式 281,000株	1円	2021年7月22日から 2071年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2022年度新株予約権 (2022年7月21日)	562個	普通株式 281,000株	1円	2022年7月22日から 2072年7月21日まで	3名

(注) 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、目的となる株式の数は調整されております。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
取 締 役 会 長	毒 島 秀 行	営業本部・商品本部管掌
代表取締役社長CEO	石 原 明 彦	
代表取締役副社長 執行役員COO	富 山 一 郎	
取 締 役	木 谷 太 郎	
取 締 役	山 崎 博 行	
常 勤 監 査 役	五 十 嵐 洋 子	
監 査 役	石 山 俊 明	
監 査 役	真 田 芳 郎	
監 査 役	野 田 典 義	

- (注) 1.取締役のうち、木谷太郎、山崎博行の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2.監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3.取締役のうち、木谷太郎、山崎博行の両氏及び監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
 4.監査役五十嵐洋子氏は、経理部長及び管理部門の責任者や執行役員を歴任していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、当社グループの組織・業務に精通しており、当社の企業活動等の適正性を判断する豊富な見識・経験を有しております。監査役石山俊明及び野田典義の両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役真田芳郎氏は司法書士の資格を有しており、法的見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。
 5.当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性と的確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。
 6.2023年6月29日付で大久保隆史氏は、監査役を退任いたしました。
 7.当期中の組織変更
 2023年4月1日付で次のとおり組織変更が行われました。
 (1)新たに「情報システム本部」を設置いたしました。当社グループの持続的発展に向け、ITインフラの整備及び情報資源の活用に関する施策を一段と強化し、全社横断的視点から機動的かつ計画的に推進するためであります。
 (2)「経営企画部」を「管理本部」傘下から独立した組織に変更いたしました。様々な経営課題への対応及び企業価値の向上策に機動的に取り組むためであります。

2. 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役	石 原 明 彦	(株)ゲームカード・ジョイコホールディングス	社 外 取 締 役
取 締 役	富 山 一 郎	(株) ビ ス テ イ (株) ジ ェ イ ビ ー	代表取締役社長 代表取締役社長
取 締 役	山 崎 博 行	(株) U A C J	社 外 監 査 役

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条及び第38条の規定に基づき社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の責任について、取締役又は監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役並びに執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者は保険料を負担しておりません。

また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 取締役を兼務しない執行役員（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	役職及び担当
専務執行役員	小 倉 敏 男	商品本部長
常務執行役員	高 井 克 昌	製造本部長
常務執行役員	東 郷 裕 二	営業本部長 兼 販売戦略部長
常務執行役員	高 橋 博 史	管理本部長 兼 経営企画部長
常務執行役員	安 藤 正 登	知的財産本部長
執 行 役 員	長 谷 川 浩 二	商品本部副本部長 兼 商品企画部長
執 行 役 員	高 林 慎 悟	商品本部副本部長 兼 P S 開発部長
執 行 役 員	周 藤 圭 二	製造本部副本部長 兼 三和工場長
執 行 役 員	井 上 卓	管理本部副本部長 兼 経理部長
執 行 役 員	赤 石 昌 大	管理本部副本部長 兼 総務部長
執 行 役 員	堤 順 一	商品本部 商品部長
執 行 役 員	依 田 英 之	商品本部 業務部長
執 行 役 員	毒 島 壮	情報システム本部長
執 行 役 員	羽 地 隆	商品本部 購買部長

(注) 1.2023年9月30日付で尼子勝紀氏は執行役員を退任いたしました。
2.2024年4月1日付で執行役員の異動がありました。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
東 郷 裕 二	専務執行役員 営業本部長	常務執行役員 営業本部長 兼 販売戦略部長
高 橋 博 史	専務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長	常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長
毒 島 壮	常務執行役員 情報システム本部長	執行役員 情報システム本部長
長谷川 浩 二	常務執行役員 商品本部副本部長	執行役員 商品本部副本部長 兼 商品企画部長
高 林 慎 悟	常務執行役員 商品本部副本部長	執行役員 商品本部副本部長 兼 P S 開発部長
井 上 卓	常務執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長	執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長
赤 石 昌 大	常務執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長	執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長
堤 順 一	常務執行役員 商品本部 商品部長	執行役員 商品本部 商品部長
依 田 英 之	常務執行役員 商品本部 業務部長	執行役員 商品本部 業務部長
羽 地 隆	常務執行役員 商品本部 購買部長	執行役員 商品本部 購買部長
猶 井 亮 (新任)	執行役員 営業本部副本部長 兼 販売戦略部長	営業本部 関東ブロック長

6. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役会は以下の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、決定方針）を決議しております（2021年2月8日決議、2023年6月29日改定決議）。

当社の取締役の報酬等については、当社の業績並びに企業価値の持続的・安定的向上に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益との連動性を高めた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職務内容、業績、貢献度等を踏まえた水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び賞与としての業績連動報酬並びに業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

① 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、毎月末に定期同額給与を支給する固定報酬としております。取締役の基本報酬は、取締役会において、代表取締役が原案を提示し、それに対し全取締役が、職務内容、業績、貢献度等様々な要素を勘案して決定しております。

② 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等

業績連動報酬（賞与）は、7月の賞与支給日に支給することとし、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において、前期の連結営業利益の達成度合いを基本に、当期の経営環境等も勘案して、標準額に対して0%から150%の範囲で決定するものとしております。なお、執行役員への賞与についても、取締役と同様の方法で、業績連動を図るものとしております。

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬としております。当社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社の取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。固定部分と業績連動部分の割合を1：4とし、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内において、前期の連結営業利益の達成度合いを基本に決定し、毎年一定の時期にポイントとして付与するものとしております。なお、執行役員についても、取締役と同様の方法で、業績連動型株式報酬を付与するものとしております。

業績連動報酬（賞与）並びに非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）は、当社が本業による利益として重要視する連結営業利益を指標とし、各年度の連結営業利益の達成状況、並びに株式価値の変動により報酬の額が変動するため、報酬割合は増減しますが、標準額の支給となる場合、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の割合は、概ね5：3：2を基本として決定しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は、「I 企業集団の現況に関する事項4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移」に記載しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額800百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は11名。）。2023年6月29日開催の第58回定時株主総会において、上記に記載の取締役の報酬限度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬の額を年額400百万円以内かつ100,000株以内（当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。）と決議しております（同定時株主総会終結時の本制度の対象となる取締役の員数は3名。）。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名。）。なお、監査役の報酬は、独立性・客観性の観点から固定報酬のみで構成されており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(3)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、規程に基づき作成した原案を複数名かつ取締役会の3分の1以上を占める独立社外取締役が出席する取締役会において協議し決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4)取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	775 (7)	260 (7)	252 (—)	262 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	42 (4)	42 (4)	—	—	5 (2)

(注) 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬に関わる当事業年度中の費用計上額であります。

7. 社外役員に関する事項

(1)重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山崎博行氏の兼職先である株式会社UACJと当社との間には、特別な関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会及び監査役会 への出席状況	主な活動状況
取締役 木谷太郎	取締役会 17回中16回	弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かして、客観的かつ公正な発言を行っており、コーポレート・ガバナンスに貢献している。
取締役 山崎博行	取締役会 17回中16回	会計の専門家としての見識と公正性・透明性の視点をもって、経営全般に対する助言や提言を行っており、業務執行に対する監督などの役割を適切に果たしている。
監査役 真田芳郎	取締役会 17回中17回 監査役会 5回中5回	主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。
監査役 野田典義	取締役会 17回中17回 監査役会 5回中5回	税理士として企業会計に精通した豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

Ⅵ会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備 についての決議内容の概要

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております（2006年5月2日初回決議、2015年5月22日改定決議）。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の取締役、執行役員並びに主要役職者で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針・施策の立案を行うものとし、また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。

当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとし、加えて、標語化した業務執行の心得を当社グループの全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導・補完を実施します。

当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

- (2) 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うものとし、また、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとし、また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとし、

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとし、また、内部監査室は当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとし、また、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとし、

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を行うため

定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとします。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとします。さらに、当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

(5) 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引

法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助する目的のもと監査役会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役と監査役で事前に協議した上で決定するものとします。

(8) 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査役の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

(9) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて当社グループの取締役

及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役等に報告・説明を求めることができるものとします。

当社グループの取締役及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査役へ報告するものとします。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査役が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査役会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとします。

また、監査役は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができるものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記のとおりであります。

- (1) コンプライアンス、リスク管理体制

当社は、毎月開催している「経営会議」において、コンプライアンスに関する課題、各部門から報告されたリスク情報に関する対策などについて、迅速かつ的確な意思決定及び執行指示を行っております。

コンプライアンス体制の基礎として、独自に作成した業務執行の心得を標語化し、当社グループの全役員・従業員に周知徹底させております。具体的には、文書の配付、社内への掲示、社内イントラネット上での公開を行うとともに、各部門の実状に即した運用により、日常における行動基準として浸透を図っております。また、新入社員・中途採用社員及び新任管理職等の階層に応じた研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っているほか、経営企画部法務課が時宜に沿ったテーマを取り纏めた資料を作成し、関連部署に共有することでコ

ンプライアンスの重要性を啓蒙しております。

このほか、反社会的行為に関わらないよう、取引先との契約書等に反社会的勢力の排除に関する項目を盛り込むとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、研修等への参加により得た情報を社内で共有化しております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会は社外取締役2名を含む5名で構成され、当事業年度におきましては17回開催し、経営上の重要な意思決定や取締役の職務執行に関する監督を適切に行っております。また、取締役会の議案や報告事項について十分に検討できるよう、事務局が事前に各取締役へ資料を配布し審議事項の説明を行っております。

(3) 監査役の職務執行

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、当事業年度におきましては5回開催し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。また、監査役会は監査役全員の取締役会への出席を原則とするとともに、会計監査人及び内部監査室と意見交換・情報共有を行っております。

このほか、監査役は社長との様々なコミュニケーションを通じて、事業環境及び経営上の課題などを把握し、監査の実効性を高めております。

(4) 内部監査の実施

内部監査室は法令及び規程等の遵守、業務プロセ

スの適正性の確保に重点を置いた内部監査計画書を期初に策定し、当社及び当社グループ各社を対象に同計画書に基づいた監査を実施しております。往査やオフサイト監査を通じて、潜在するリスクの抽出を行うとともに、被監査部門に問題があれば改善を促し、その結果及び改善状況を定期的に社長及び監査役会に報告しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、配当金につきましては、連結配当性向40%を目安とした業績連動型配当を行うことを基本方針としております。ただし、1株当たりの年間配当金については下限を20円と設定し、安定配当の要素も取り入れることとしております。

上記配当方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき50円とさせていただきます。なお、当社は、2024年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定した場合、中間配当金は1株につき30円(株式分割前換算150円)となり、当期の年間配当金は1株につき80円(うち中間配当金30円、連結の配当性向は39.3%)となります。

今後の利益配分及び内部留保の活用方法につきましては、業績連動型配当を基本としつつ、成長のための事業投資、自己株式取得による機動的な株主還元などに適正な配分となるよう有効活用してまいります。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	251,465
現金及び預金	130,441
受取手形	12,954
売掛金	10,395
有価証券	74,999
商品及び製品	510
仕掛品	705
原材料及び貯蔵品	14,553
有償支給未収入金	4,937
その他	1,976
貸倒引当金	△9
固定資産	40,654
有形固定資産	26,630
建物及び構築物	5,420
機械装置及び運搬具	982
工具、器具及び備品	2,617
土地	17,447
建設仮勘定	162
無形固定資産	185
ソフトウェア	148
その他	37
投資その他の資産	13,838
投資有価証券	6,601
長期貸付金	50
繰延税金資産	6,195
その他	1,040
貸倒引当金	△48
資産合計	292,119

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	31,352
支払手形及び買掛金	7,444
未払法人税等	10,311
契約負債	11
賞与引当金	847
株主優待引当金	162
その他	12,574
固定負債	9,187
株式給付引当金	489
退職給付に係る負債	5,128
資産除去債務	76
その他	3,493
負債合計	40,539
純 資 産 の 部	
株主資本	246,654
資本金	14,840
資本剰余金	23,750
利益剰余金	256,751
自己株式	△48,686
その他の包括利益累計額	3,208
その他有価証券評価差額金	3,240
退職給付に係る調整累計額	△32
新株予約権	1,716
純資産合計	251,579
負債純資産合計	292,119

連結損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		199,099
売上原価		88,420
売上総利益		110,679
販売費及び一般管理費		38,184
営業利益		72,495
営業外収益		710
営業外費用		23
経常利益		73,182
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	2,196	2,205
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産廃棄損	103	111
税金等調整前当期純利益		75,276
法人税、住民税及び事業税	21,454	
法人税等調整額	30	21,484
当期純利益		53,791
親会社株主に帰属する当期純利益		53,791

連結株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	293,670	△29,602	302,658
当期変動額					
剰余金の配当			△13,346		△13,346
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,791		53,791
自己株式の取得				△96,529	△96,529
株式給付信託による 自己株式の取得				△1,550	△1,550
自己株式の処分		559		1,071	1,630
自己株式の消却		△559	△77,364	77,923	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△36,919	△19,084	△56,003
当期末残高	14,840	23,750	256,751	△48,686	246,654

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,791	△30	5,761	1,839	310,259
当期変動額					
剰余金の配当					△13,346
親会社株主に帰属する 当期純利益					53,791
自己株式の取得					△96,529
株式給付信託による 自己株式の取得					△1,550
自己株式の処分					1,630
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,551	△1	△2,552	△123	△2,675
当期変動額合計	△2,551	△1	△2,552	△123	△58,679
当期末残高	3,240	△32	3,208	1,716	251,579

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額
科 目		金 額
流動資産		211,047
現金及び預金		103,363
受取手形		5,130
売掛金		8,699
有価証券		74,999
商品及び製品		385
仕掛品		705
原材料及び貯蔵品		10,475
前渡金		213
前払費用		1,285
有償支給未収入金		5,578
その他		226
貸倒引当金		△15
固定資産		39,591
有形固定資産		24,493
建物		4,515
構築物		57
機械及び装置		576
運搬具		16
工具、器具及び備品		2,592
土地		16,573
建設仮勘定		162
無形固定資産		165
ソフトウェア		132
電話加入権		33
投資その他の資産		14,931
投資有価証券		6,408
関係会社株式		2,972
出資金		12
長期貸付金		50
破産更生債権等		51
長期前払費用		31
繰延税金資産		4,510
その他		942
貸倒引当金		△48
資産合計		250,639

負 債 の 部		金 額
科 目		金 額
流動負債		20,260
買掛金		7,631
未払金		5,709
未払費用		269
未払法人税等		4,543
契約負債		3
預り金		1,112
前受収益		69
賞与引当金		759
株主優待引当金		162
固定負債		8,727
株式給付引当金		478
退職給付引当金		4,762
資産除去債務		76
長期預り保証金		1,125
その他		2,283
負債合計		28,987
純 資 産 の 部		
株主資本		216,694
資本金		14,840
資本剰余金		23,750
資本準備金		23,750
利益剰余金		226,791
利益準備金		2,555
その他利益剰余金		224,235
別途積立金		201,501
繰越利益剰余金		22,733
自己株式		△48,686
評価・換算差額等		3,240
その他有価証券評価差額金		3,240
新株予約権		1,716
純資産合計		221,651
負債純資産合計		250,639

損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		161,597
売上原価		90,280
売上総利益		71,317
販売費及び一般管理費		24,744
営業利益		46,572
営業外収益		
受取配当金	10,405	
その他	401	10,806
営業外費用		23
経常利益		57,356
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	2,196	2,205
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産廃棄損	102	110
税引前当期純利益		59,451
法人税、住民税及び事業税	13,485	
法人税等調整額	101	13,587
当期純利益		45,863

株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	その他利益剰余金	
					繰越利益剰余金			
当期首残高	14,840	23,750	—	23,750	2,555	201,501	67,581	271,638
当期変動額								
剰余金の配当							△13,346	△13,346
当期純利益							45,863	45,863
自己株式の取得								
株式給付信託による自己株式の取得								
自己株式の処分			559	559				
自己株式の消却			△559	△559			△77,364	△77,364
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△44,847	△44,847
当期末残高	14,840	23,750	—	23,750	2,555	201,501	22,733	226,791

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△29,602	280,626	5,791	5,791	1,839	288,257
当期変動額						
剰余金の配当		△13,346				△13,346
当期純利益		45,863				45,863
自己株式の取得	△96,529	△96,529				△96,529
株式給付信託による自己株式の取得	△1,550	△1,550				△1,550
自己株式の処分	1,071	1,630				1,630
自己株式の消却	77,923	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,551	△2,551	△123	△2,674
当期変動額合計	△19,084	△63,931	△2,551	△2,551	△123	△66,605
当期末残高	△48,686	216,694	3,240	3,240	1,716	221,651

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鈴木達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKYOの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内基明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKYOの2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示

会計監査人の監査報告書

する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2024年 5 月22日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
代表取締役
社 長 石原明彦 殿

株式会社 SANKYO 監査役会
(登記社名 株式会社三共)
常勤監査役 五十嵐洋子 ㊟
監 査 役 石山俊明 ㊟
監 査 役 真田芳郎 ㊟
監 査 役 野田典義 ㊟

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び

監査役会の監査報告書

使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役真田芳郎及び監査役野田典義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日 その他必要があるときはあらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
単元株式数	100株
公告方法	電子公告の方法により行います。 公告掲載URL https://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場 ご案内図

ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム

東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
TEL. (03) 5423-7000

交通機関のご案内

JR「恵比寿駅」東口改札(3階)

より徒歩約10分

雨天の場合、恵比寿スカイウォーク(.....)及び恵比寿ガーデンプレイス地下1階プロムナード(.....)を経由していただきますと、傘などを使用せずにご来場いただけます。

※JR「恵比寿駅」西口改札(1階)からは東口改札へお回りいただくか、恵比寿スカイウォーク側の公道をご利用ください。

東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」JR恵比寿駅方面改札

より徒歩約13分

※上記JR「恵比寿駅」東口改札(3階)へお回りいただくか、恵比寿スカイウォーク側の公道をご利用ください。

※お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性があるので、なるべくご遠慮願います。

※受付開始は午前9時を予定しております。

お土産の配布はございません。



株式会社 SANKYO

本社：東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
TEL. (03) 5778-7777 (代表)
<https://www.sankyo-fever.co.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。